

事 務 連 絡

平成23年1月22日

各 都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

野生のオオハクチョウにおけるH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス
検出事例について
(情報提供)

今般、環境省より、別添のとおり、北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区内において回収されたオオハクチョウから、強毒タイプのH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いします。

(速報)

北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

今般、北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区内で19日に回収されたオオハクチョウ1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺10km圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や北海道等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) オオハクチョウの回収地

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区(北海道浜中町丸山散布)

(2) 経緯

1月19日	オオハクチョウ1羽を浜中町役場職員が回収、環境省釧路野生生物保護センターに移送
1月19日	同センターにおいて簡易検査(陽性)
1月20日	北海道大学へ移送
1月22日	詳細検査により、H5N1亜型陽性が判明、遺伝子配列により強毒性と判断

2 今後の対応

(1) 発生地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。

- (2)23日10時に環境省釧路自然環境事務所が「国指定^{あつげし}厚岸・^{べかんべうし}別寒辺牛・^{きりたっぼ}霧多布鳥獣保護区における高病原性鳥インフルエンザ対策関係機関連絡会議」を開催（於浜中町役場茶内支所2階会議室）。
- ※ 取材可能。10分前には現地に集合してください。
- (3)発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査（糞便調査）を実施（24日開始予定）。
- ※ 取材については別紙。
- (4)全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、改めて周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年1月22日（土）
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔（内線6470）
室長補佐：山本 麻衣（内線6471）
専 門 官：福嶋 貢史（内線6474）
担 当：千葉 康人（内線6473）
（釧路自然環境事務所 0154-32-7500）